

後期高齢者医療制度・第7期（令和2・3年度）の保険料率について

令和2年2月4日開催の滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、第7期（令和2・3年度）保険料率が下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

記

1. 保険料率設定の基本的な考え方

高齢化の進展に伴う被保険者の増加や医療の高度化に伴う一人当たり医療費の上昇、高齢者負担率の引き上げの影響を加味する一方で、低所得者等に係る特例軽減の段階的廃止等、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増していることを考慮し、保険料負担の急増を緩和するとともに、経済の動向等を踏まえ、低所得者に対する保険料軽減対策を一部拡充した。

- ・保険料増加抑制対策
 剰余金の繰入及び審査支払手数料の公費負担等（第7期2年間で約32億1千万円投入予定）
- ・低所得者対策
 保険料均等割2割軽減及び5割軽減適用者の拡大（第7期2年間で軽減財源約2.9千万円投入予定）

2. 第7期 保険料率

所得割率	8.70%
均等割額	45,512円
一人当たり平均保険料年額	73,637円
"	月額 6,136円
対前期上昇額年額	5,364円
"	月額 447円
対前期上昇率	+7.86%

(参考)

第6期（平成30・令和元年度）保険料率
所得割率 8.26%
均等割額 43,727円
一人当たり平均保険料（実績）

年額 68,273円
月額 5,689円

<その他>

(1) 保険料の賦課限度額の引上げ

(現行) 620,000 円

(改正後) 640,000 円

(2) 保険料軽減対象の拡大

①均等割5割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+28.0万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+28.5万円×被保険者数

②均等割2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+51万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+52万円×被保険者数

(3) 均等割軽減特例の見直し(令和2年度適用分)

①世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方

(現行) 均等割8割軽減

(改正後) 均等割7割軽減

②世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方

(現行) 均等割8.5割軽減

(改正後) 均等割7.75割軽減